

宮崎県医療的ケアガイドライン追記

XIII 校外における医療的ケア

1 校外学習

医療的ケアを必要とする児童生徒の校外学習について、学校は事前に実施計画書を作成し、看護師と調整を図る等、安全な実施体制の確認ができた場合は、看護師が同行し対応することができる。

ただし、校外学習は、学校とは異なる場所での学習であり、看護師が同行する場合でも、特に必要がある場合は、現地への送迎や付添い等を保護者に依頼する。

2 スクールバスでの登下校について

スクールバスの安全な乗車と定時運行を確保する観点から、スクールバス乗車中に医療的ケアを実施する児童生徒はスクールバスに乗車できない。

ただし、乗車中に医療的ケアを実施しない児童生徒については、主治医等の意見を踏まえ乗車することは可能である。

(1) スクールバス乗車の可否については医療的ケアが必要であるからという理由のみで一律に判断するのではなく、個別に判断すること。

(2) 緊急時については、学校における緊急事対応マニュアル及び医療的ケアの個別の緊急対応マニュアルに沿って対応すること。